

第3回 教育研究評議会議事要録

日時 平成16年4月16日(金)10:00~11:20
場所 事務局会議室(5階)
出席者 相良学長,川口理事(総務担当),松永理事(教育担当),尾崎理事(研究担当),佐藤理事(財務担当),倉本理事(医療担当),根小田人文学部長,刈谷教育学部長,長沼理学部長,円山医学部長,金川農学部長,深見黒潮圏海洋科学研究科長,加藤附属図書館長,伊藤教育推進本部長,安田研究推進本部長,田村地域連携推進本部長,小澤評議員,池田評議員,江口評議員,上田評議員,藤田評議員,松岡評議員,川村評議員,吉倉評議員,田口評議員,橋本評議員,櫻井評議員,篠評議員

配付資料

- 1 中期目標・中期計画一覧表(案)
- 2 - 1 学内規則目次(案)
- 2 - 2 高知大学学則(案)
- 3 - 1 高知大学知的財産本部規則(案)
- 3 - 2 高知大学知的財産本部運営委員会規則(案)
- 3 - 3 高知大学発明規則(案)
- 3 - 4 高知大学技術移転規則(案)
- 4 各種委員会等規則一覧(高知大学大学教育創造センター規則外17規則)

議事に先立ち,第1回及び第2回教育研究評議会議事要録(案)の確認が行われ,異議なく承認された。

審議事項

1. 中期目標・中期計画(経営に関する事項を除く)について

学長から,中期目標及び中期計画については,国立大学法人法第21条第3項の規定により,経営に関する事項を除く部分について教育研究評議会の議を経ることとなっている旨の説明が行われた。その内容について,総務担当理事から資料1に基づき説明が行われた。次の質疑応答があった後,審議の結果,一部字句修正の上,原案を承認することとされた。

- (1)「年度計画実施経費」の性格,内容についての質疑に対し,財務担当理事から,当該経費で予算措置する業務の特定については,今後,各部局と個別に調整の上決定していく予定である旨の回答が行われた。
- (2)教育の成果・効果の検証及び教育課程の編成における,大学教育創造センターと各学部との係わりに関する質疑に対し,教育担当理事から,卒業生に対する社会の評価を受けて教育に反映するシステムの構築,学生へのアンケート調査や学生による授業評価等は,大学教育創造センターがコーディネートし,各学部での対応について連絡調整を行う等の機能を有することとなる。なお,各

学部においても、教育の成果・効果の検証及び教育課程の編成に関しては、責任を有するものである旨の回答が行われた。

(3) 研究水準の成果の検証に関する具体的方策として、今回の学内配分予算には「傾斜配分」予算が盛り込まれていないのでは、との質疑に対し、財務担当理事から、平成16年度については、傾斜配分的予算は余り確保されていないが、平成17年度学内予算配分に向けては、傾斜配分による経費(システム)を構築していく必要がある旨の回答が行われた。

(4) 法人化後の「人事制度の在り方」に関する質疑に対し、総務担当理事から、「特化」した研究、教育に焦点を絞った採用人事を行う際には、役員会及び学長の意見を聴いて、検討していく必要がある旨の回答が行われた。また、学長から、従来の学部採用人事との調整が必要となる旨併せて回答が行われた。

(5) 「任期制の段階的導入」に関する質疑に対し、総務担当理事から、全学部に導入するということではなく、今後、各学部と協議の上、具体化を図っていく予定である旨の回答が行われた。なお、学長から、平成17年度以降、シーリング(効率化係数)により運営費交付金が減額されていく現状に鑑み、任期制を導入しないがために、活性化しないということがないよう、各部局においても、責任をもって組織の体質強化に努める必要がある旨述べられた。

(6) 法人化後の予算に関する質疑に対し、財務担当理事から、文部科学省から国立大学法人全体の予算枠については、旧国立学校特別会計の予算とほぼ同水準であるが、予算の中身は競争的資金にシフトされてきている。このことから各国立大学法人に配分される予算は圧縮されてきていることから、今後は、競争的資金の獲得が重要な課題となる旨の回答が行われた。

2. 学内規則(学則その他教育研究に係る規則)について

学長から、法人化後の学則その他教育研究に係る規則について、現在検討中の各種委員会規則を除き、関係部署に照会済であるが、本日までに回答のあった規則の一部修正したものを含め、審議願いたい旨提案が行われた。続いて、総務部長から資料2-1, 2-2に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。なお、学長から、学内規則集の冊子は、各部長に配付するが、基本的にはホームページでの学内公表等に対応したい旨併せて報告が行われた。

3. 高知大学知的財産本部規則等について

学長から、法人化後の知的財産本部規則等の制定について審議願いたい旨提案が行われ、総務担当理事から、資料3-1~3-4に基づき、説明が行われた。審議の結果、原案どおり承認された。

4. 学務関係各種委員会等規則について

学長から、法人化後の学務関係各種委員会等規則の制定について審議願いたい旨提案が行われ、教育担当理事から資料4に基づき、説明が行われた。審議の結果、原案どおり承認された。

以上